

委託元保険者一覧表

保険者番号	委託保険者名	郵便番号	所在地※1	電話番号※2	委託範囲※3	
					特定健康診査	特定保健指導
063032	山形県建設国民健康保険組合	990-0821	山形県山形市北町3-1-7	023-666-7727	○	○
093013	全国歯科医師国民健康保険組合	166-0002	東京都杉並区高円寺北2-24-2	03-3336-8818	○	○
113043	関東信越税理士国民健康保険組合	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-376-1	048-631-2211	○	○
123018	千葉県医師国民健康保険組合	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港4-1	043-242-4273	○	○
123026	千葉県歯科医師国民健康保険組合	261-0002	千葉県千葉市美浜区新港32-17 千葉県歯科医師会館内	043-246-0876	○	○
123034	千葉県薬剤師国民健康保険組合	260-0027	千葉県千葉市中央区新田町4-22 サンライト3階	043-243-3001	○	○
133033	全国土木建築国民健康保険組合	102-0093	東京都千代田区平河町1-5-9 厚生会館	03-3264-1240	○	
133041	東京理容国民健康保険組合	151-0051	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-28-10-102	03-3341-3147	○	○
133066	東京芸能人国民健康保険組合	160-0022	東京都新宿区新宿2-1-11 御苑スカイビル7F	03-5379-0611	○	○
133074	文芸美術国民健康保険組合	101-0021	東京都千代田区外神田5-2-1 外神田Sビル	03-5807-3551	○	○
133090	東京料理飲食国民健康保険組合	104-0061	東京都中央区銀座6-14-8 銀座石井ビル8F	03-3543-3761	○	○
133116	東京技芸国民健康保険組合	110-0016	東京都台東区台東4-29-13 昭和センチュリー21 302号室	03-5817-4951	○	○
133132	東京食品販売国民健康保険組合	150-0001	東京都渋谷区神宮前2-6-1 食品衛生センター内	03-3404-0123	○	○
133140	東京美容国民健康保険組合	163-0436	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル36階	03-5908-8201	○	○
133157	東京自転車商国民健康保険組合	101-0021	東京都千代田区外神田2-2-2 小久江ビル2階	03-3253-2561	○	○
133165	東京青果卸売国民健康保険組合	143-0001	東京都大田区東海3-2-1 大田市場事務棟2F	03-5492-2560	○	○
133181	東京写真材料国民健康保険組合	101-0052	東京都千代田区神田小川町2-3 M&Cビル8F	03-5282-7320	○	○
133199	東京都弁護士国民健康保険組合	100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階	03-3581-1096	○	○
133207	東京都薬剤師国民健康保険組合	110-0013	東京都台東区入谷1丁目6-6-207号	03-3874-7411	○	○
133223	東京都医師国民健康保険組合	103-0022	東京都中央区日本橋室町4-1-21 近三ビル5階	03-3270-6431	○	○
133231	全国左官タイル塗装業国民健康保険組合	162-0843	東京都新宿区市谷田町2-29 「コクホ21」3階	03-3269-4778	○	○
133249	東京建設職能国民健康保険組合	162-0843	東京都新宿区市谷田町2-26	03-3260-6441	○	○
133256	東京建設業国民健康保険組合	150-0002	東京都渋谷区渋谷1-10-12	03-3406-1555	○	○
133280	全国板金業国民健康保険組合	108-0073	東京都港区三田1-3-37 板金会館内	03-3453-8464	○	○
133298	全国建設工事業国民健康保険組合	103-0015	東京都中央区日本橋箱崎町12-4	03-5652-7001	○	○
143024	神奈川県歯科医師国民健康保険組合	231-0013	神奈川県横浜市中区住吉町6-68	045-641-5418	○	○
143057	神奈川県建設業国民健康保険組合	240-0004	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町2-10 2-2	045-332-6731	○	○
233064	建設連合国民健康保険組合	466-0008	愛知県名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル2階	052-265-1510	○	○

※1 所在地の欄については、都道府県名から省略せずに記入。

※2 電話番号の欄については、市外局番から省略せずに記入。

※3 委託範囲の欄については、委託する場合に「○」を記入。なお、特定健康診査と特定保健指導の両方を委託する場合においても、両者の一括実施を委託するものではなく、特定健康診査終了後に保険者の判断にて保健指導対象者を選定し、対象者となった者にのみ特定保健指導を実施することとする。